

私立大学の意思決定および財務・経営情報の公開

——法令からの整理——

学校法人関西学院 法人部法人課長
浜 田 行 弘

要 旨

学校教育法には、大学の意思決定に関して、学長および教授会の基本的な内容が定められており、各大学が実情に応じて意思決定の仕組みを構築する。また、私立学校法には、私立大学の設置者である学校法人の意思決定について、役員（理事、監事）、理事会および評議員会の役割などが定められている。私立大学および学校法人は公共性の高い機関であり、法令の定めにもとづいて、大学では重要事項を教授会で審議し、学校法人の理事会が業務を決定する過程が、法令順守の面でも重要である。

事業報告書は、財務書類と合わせて関係者の閲覧に供することが、私立学校法で義務付けられている。事業、財務等の概要について記載し、説明責任を果たすためのものであり、私立大学の意思決定の成果について理解を得るための基本的な資料ともなる。私立大学の公共性および公益性の面から、教育情報とともに財務・経営情報の積極的な公開が重要であり、事業報告書をインターネット上で公表することが一般的になっている。

はじめに

私立大学は、高等教育、学術研究、生涯学習、産学連携等の役割を有する公共性の高い機関であり、その意思決定の方法は法令にもとづいている。主な法令として、大学については私立・国立・公立の設置者にかかわらず学校教育法に、私立大学の設置者である学校法人については私立学校法に定められている。

また、私立大学の多くは、私立学校振興助成法による私学助成等をはじめとする公的支援を受けるとともに、法人税法等の定めにより法人税、所得税、固定資産税等が非課税となっている。このような点から、近年は公共性に加えて公益性の面からも私立大学が果たすべき社会的責任への関心が高まり、法令順守（コンプライアンス）の面からも適切な意思決定と組織運営が求められている。

そこで本稿では、私立大学および学校法人の意思決定について、学校教育法、私立学校法および関連法令に定められている内容を整理する。また、関西学院大学の意思決定についても触れる。次に、財務・経営状況について分かりやすく説明することを目的として、私立学校法により

作成が義務付けられている事業報告書について現状と課題を概観する。

なお、本稿で参照する法令の条文および条番号について、学校教育法は平成19年（2007年）改正施行後、私立学校法は平成17年（2005年）改正施行後の内容による。

1. 私立大学および学校法人の意思決定

1.1 私立大学の意思決定に関する主な法令

私立大学およびその設置者である学校法人の意思決定に関連する主な法令は、学校教育法と私立学校法である。それぞれの概略は以下のとおりである。

①学校教育法と大学

学校教育法は、改正教育基本法（2006年施行）をふまえて2007年12月に改正施行された。幼稚園から大学までの各学校種の目的・目標が見直され、学校種の記載順序が変更されて条番号が整理されている。また、大学は教育研究の成果の普及と活用を促進するために、教育研究活動の状況を公表することが義務付けられた（113条）。

大学の設置廃止、設置者変更、大学の学部、大学院および大学院の研究科の設置廃止等は、文部科学大臣の認可が必要である（4条）。学校教育法、文部科学省令である大学設置基準等は、設置者にかかわらずすべての大学が対象となる（3条）。

②私立学校法と私立大学

私立学校法は、国立大学法人法の施行翌年の2005年4月に改正施行された。理事会の設置をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し、権限・役割分担を明確にするなど、学校法人の管理運営制度の改善がはかられている¹。同時に、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書等の関係者への閲覧が義務付けられた（47条）。

私立学校法は、学校教育法に定められた学校を設置する学校法人に関する法律であるため、例えば高等学校のみを設置する学校法人も対象となるが、本稿では大学を設置する学校法人に関して述べる。また、学校法人の所轄庁は設置する学校種により異なり、大学を設置する学校法人の所轄庁は文部科学大臣である（4条）。

1.2 学校教育法による大学の意思決定

大学の意思決定に関して、学校教育法と学校教育法施行規則には、学長および教授会について定められている。

①学長

- ・大学には、学長を置かなければならない（92条）。
- ・学長を定めて文部科学大臣に届け出なければならない（10条）。
- ・学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する（92条）。
- ・教育上必要があると認めるときは、学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない（11条）。
- ・懲戒のうち、退学、停学および訓告の処分は、校長（学長の委任を受けた学部長を含む）が

行う（施行規則26条）。

- ・学生の入学、退学、転学、留学、休学および卒業は、教授会の議を経て、学長が定める（施行規則144条）。
- ・大学の学年の始期および終期は、学長が定める（施行規則163条）。

②教授会

- ・大学には、重要な事項を審議するため、教授会を置かなければならない（93条）。
- ・教授会の構成には准教授等を加えることができる（93条）。
- ・学生の入学、退学、転学、留学、休学および卒業は、教授会の議を経て、学長が定める（施行規則144条）。

③大学の意思決定

学校教育法および関連法令には、大学の意思決定に関して、学長と教授会以外の内容は明示されていない。各大学は、実情に応じて意思決定または意思決定を補助するための仕組みを自ら構築する。

1.3 私立学校法による学校法人の意思決定

私立大学を設置する学校法人の意思決定に関して、私立学校法に定められているものは、役員（理事、監事）、理事長、理事会、評議員、評議員会である。これらの役員の定数、任期、選任、解任の方法、理事会、評議員会、評議員等に関する事項については、寄附行為に定めなければならない（30条）。

①理事および理事長

(a) 理事および理事長の役割

学校法人には役員として理事5人以上を置き、理事のうち1人が理事長となる（35条）。

理事および理事長の主な役割は以下のとおりである（37条、40条の2）。

- ・理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- ・理事（理事長を除く）は、寄附行為に定められた場合に、学校法人を代表する。
- ・理事は、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する。
- ・理事は、特定の行為の代理を他人に委任することができる。

(b) 理事の選任

理事の選任については、以下のとおり定められている（38条）。

- ・学校法人の設置する私立学校の校長（学長および園長を含む。校長の職を退いたときは理事の職を失う。）

ただし、学校法人が私立学校を複数設置する場合は、1人または複数の校長を理事とすることを寄附行為に定めることができる。

- ・評議員の中から選任された者（評議員を退いたときは理事の職を失う。）
- ・寄附行為の定める方法で選任された者
- ・選任の際に役員または教職員でない者（いわゆる外部理事）を1名以上含める。

外部理事は、学校法人の運営に多様な意見を取り入れて経営機能を強化するよう導入したもの

である¹。また、学校および学校法人の運営に関して優れた識見を有する理事（学識経験者）を選任するよう努めることとされている¹。

このように、理事は、設置する学校の学長または校長、評議員および外部理事、学識経験者等から構成される。評議員については後述する。

②理事会

理事会は、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し意思決定する体制を整備する観点から、学校法人の業務を決定する機関として明確に位置付けられている¹。

理事会については、以下のとおり定められている（36条、50条、52条）。

- ・学校法人に理事をもって組織する理事会を置く。
- ・理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。
- ・理事会は、理事長が招集する。
- ・理事長を除く理事が請求したときは、理事長は理事会を招集しなければならない。
- ・理事会に議長を置き、理事長が議長となる。
- ・理事会の開催と議決は、理事の過半数の出席が必要である。
- ・理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。（寄附行為に定めがある場合を除く。）
- ・学校法人の解散および合併については、理事の3分の2以上の同意を必要とする。

また、理事会の議事にあたっては、いわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行う¹。

③評議員会

評議員会は、理事会による学校法人の業務の決定が適切かを判断し的確な意見を述べて、学校法人の公共性を高めるために必要な確認ができるように設けられている¹。

(a) 評議員会の役割

評議員会については、以下のとおり定められている（39条、41条、43条）。

- ・学校法人に、評議員会を置く。
- ・評議員会は、理事の定数の2倍以上の評議員で組織する。
- ・評議員会は、理事長が招集する。
- ・評議員会に、議長を置く。
- ・評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決をすることができない。
- ・評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のとき、議長が決する。（議長は、評議員として議決に加わることができない。）
- ・理事長は、評議員総数の3分の1以上から請求された場合には、評議員会を招集しなければならない。
- ・評議員会は、学校法人の業務、財産の状況、役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、その諮問に答え、役員から報告を徴することができる。
- ・監事は、評議員会が同意して理事長が選任する。

以下の事項については、私立学校法により、理事長が事前に評議員会の意見を聞かなければならない。これらの事項は、評議員会の議決を要すると寄附行為に定めることができる（42条）。

ただし、この議決は、重要事項の決定について評議員会の意思を確認する方法としてのものである¹。

- ・ 予算、借入金、重要な資産の処分に関する事項
- ・ 事業計画
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 合併
- ・ その他、学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもって定めるもの

また、理事長は、決算および事業の実績を評議員会に報告し、その意見を聴取しなければならない（46条）。

(b) 評議員の選任

評議員は以下のとおり選任される（44条）。

- ・ 学校法人の職員から選任された者（職員の地位を退いたときは評議員の職を失う。）
- ・ 学校法人の設置する私立学校を卒業した年齢25歳以上の者から選任された者
- ・ その他、寄附行為の定めにより選任された者

このように、評議員会は学校法人の教職員および卒業生が必ず加わる構成となる。

④ 監事

監事は学校法人の役員として監査を担う重要な役割である。監事の監査は財務に関する部分に限られるのではなく、学校法人の運営全般が対象となる¹。

(a) 監事の職務

監事の主な職務は、以下のとおり定められている（37条）。

- ・ 学校法人の業務および財産の状況を監査する。
- ・ 学校法人の業務または財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、理事会および評議員会に提出する。
- ・ 監査の結果、不正行為、法令違反、寄附行為違反の重大な事実を発見したときは、文部科学省または理事会および評議員会に報告する。
- ・ 学校法人の業務または財産の状況について、理事会に出席して意見を述べる。

なお、監査報告書の様式は定められていないので、各学校法人の規模や実情に応じた適切な内容で作成する¹。

(b) 監事の選任

監事は、以下のとおり選任される（38条、39条）。

- ・ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任する。
- ・ 監事は、理事、評議員または学校法人の職員と兼ねてはならない。

いわゆる外部監事の導入と理事、評議員および職員との兼職の禁止は、監事の専門性および独立性を高めるためのものであり、財務管理、事業の経営管理等の有識者を選任することが期待される¹。

⑤ 学校法人の意思決定

理事長、理事会、評議員会および監事の役割について、私立学校法に定められた意思決定に関する関係は、以下のとおり整理できる。

- ・理事長が学校法人を代表し、総理する。
- ・学長、外部理事などが加わる理事会によって、学校法人の業務を決定する。
- ・重要事項については事前に、教職員および卒業生が加わる評議員会の意見を聞く。
- ・外部監事が業務を監査し、意見を述べる。不正行為等があれば報告する。

また、理事会と評議員会の開催順序は、寄附行為の変更、予算等は評議員会が先で理事会決定が後、決算と事業の実績は理事会決定が先で評議員会の報告が後となる。この開催順序が正しくない場合は、寄附行為変更認可申請の審査の指摘事項となる²。

1.4 私立大学と学校法人の意思決定

学校教育法、私立学校法および関連法令に定められた内容をもとに、私立大学および学校法人の意思決定についての関係を整理する。

①私立大学と学校法人

私立大学と学校法人との関係は、法令に以下のとおり定められている。

- ・私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう（学校教育法2条）。
- ・学校法人とは、私立学校の設置を目的として設立される法人をいう（私立学校法3条）。
- ・学校の設置者（＝学校法人）は、設置する学校を管理する（学校教育法5条）。
- ・理事会は、学校法人の業務を決する（私立学校法36条）。

これらの関係から、私立大学を設置する学校法人はその私立大学を管理し、学校法人の業務である私立大学の管理については理事会が決定する。したがって、学長が決めることが学校教育法に明示されている事項を除いては、大学の重要事項については教授会で審議し、最後に理事会が決定することが、法令に順守した過程となる。

大学の学部、大学院等の設置、学則の変更等の文部科学大臣への申請または届出は、書類への理事長の署名または記名捺印とともに、意思決定を証する書類として、教授会の議事録および理事会の議事録等の提出が求められる³。学長の決定等の届出の書類にも、理事長の署名または記名捺印が必要である⁴。当然、学校法人の寄附行為の変更認可申請等は、書類に理事長の署名または記名捺印をして、理事会の議事録等を一緒に提出する⁵。

②学長と理事

理事には、学校法人が設置する私立学校の校長（学長および園長を含む）を選任する。したがって、学長が理事となり、また、学長が理事長となることも可能である。

また、私立大学の管理運営体制等として、役員の構成は教授会等の意向が適切に反映するよう配慮することが、寄附行為変更認可申請の審査基準となっている²。

③私立大学と監事

私立大学と学校法人の公共性および公益性から、監事が果たす役割の重要性は大きい。

最近では、監事の役割について、文部科学省から具体的な指示が出される。例えば、公的研究費等の適正な管理の充実のために、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき文部科学省に提出する「体制整備等自己評価チェックリスト」は、監事または監事相当職の確認を経た上で提出する⁶。

2. 関西学院大学の意思決定

関西学院大学の意思決定について、その設置者である学校法人関西学院の意思決定と合わせて、今まで述べた学校教育法、私立学校法および関連法令の内容をもとに整理する。

2.1 大学の意思決定

①教授会および大学評議会

(a) 教授会

関西学院大学では、大学に置かなければならないと学校教育法に定められている教授会は、各学部にも置かれている（学則13条）。なお、教授会は専門職大学院にも置かれているが、本稿では学部についてのみ述べる。

各学部の教授会では、以下に関する事項を議決する（学則14条）。

- ・教授、准教授、助教、講師および実験助手、教育技術主事の人事
- ・名誉教授
- ・教育および研究
- ・授業科目
- ・学生の入学および卒業
- ・学部諸規程の制定、改廃

(b) 大学評議会

関西学院大学の意思決定機関として大学評議会が置かれており、以下に関する事項を議決する（学則15条、16条）。

- ・学則および教育・研究に関する諸規程の制定、改廃
- ・教育・研究に関する重要な施設の設置、廃止
- ・教員人事の基準
- ・各学部、研究科、研究所等の人員
- ・学生定員

これらの中で、理事会での決定が必要な事項については、大学評議会での議決後、理事会にはかられて決定する。一例として、学部等の設置認可申請にあたっては、意思決定を証する書類として、理事会議事録および大学評議会議事録を文部科学大臣に提出する。

②学長

学長の意思決定に関する職務として、学校教育法の定めに基づいて、大学を統督することが示されている（学則10条）。

学生の入学および卒業に関しては、各学部にも置かれた教授会で議決する（学則14条）。これらは、学校教育法施行規則には教授会の議を経て学長が定めるとされているが、関西学院大学の学則には学長の役割は明示されていない。

2.2 学校法人の意思決定

関西学院大学を設置する学校法人関西学院は、私立学校法に定めるとおり、理事、監事および評議員を選任し、理事会および評議員会を設けている。

学校法人関西学院の意思決定に関して、寄附行為に定められている主な内容は以下のとおりである。

①理事会および理事長

(a) 理事会

理事会は、学校法人の業務を決する（13条）。

理事会の議決事項として、主に次の内容が定められている（15条）。

- ・ 予算および事業計画、決算および事業の実績、事業報告書
- ・ 資産の管理および処理
- ・ 基本金の組入計画とその変更
- ・ 教職員の任免、俸給の決定およびその職務
- ・ 職制
- ・ 学制および学則

(b) 理事長

理事長は、法人を代表し、その業務を総理する（8条）。また、理事会を招集し、議長となる（13条）。理事長は理事の互選により決定する（8条）。

(c) 理事の選任

関西学院の理事は、次のとおり選任される（7条）。

- ・ 関西学院長
- ・ 関西学院大学長
- ・ 聖和短期大学長、関西学院高等部長、関西学院中学部長、関西学院初等部長、聖和幼稚園長から理事会が選任 1名
- ・ 関西学院宗教総主事
- ・ 関西学院事務局長
- ・ 評議員会で選挙 6名（5名以上は評議員）
- ・ 学識経験者、関西学院同窓会員、法人の教育理解者から理事会が選任 7名
- ・ 理事長が選任 3名

理事の定員は21名である（6条）。

以上のとおり、関西学院の理事会は、学校長、教職員（評議員）、学識経験者・同窓会員等から構成される。

(d) 理事会の開催

理事会は理事長が招集し議長となる。理事総数の3分の1以上から請求された場合は、理事長は7日以内に招集しなければならない（13条）。

議事を開いて議決をするには、理事総数の過半数の出席が必要である。書面であらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす（13条）。

(e) 常務委員会

関西学院の理事会には、理事会から委任された業務を決定し処理するために、常務委員会が置かれている（14条）。

常務委員会は、理事長が議長となり、常務理事、常任理事、院長、学長、宗教総主事等の計9

名以上11名以内の理事から構成される。すなわち、理事総数21名の約半数から構成される常務委員会に、理事会がその一部の業務を委任している。

②監事

監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任する（16条）。定員は4名である（6条）。監事の役割としては、私立学校法に準じた内容が定められている。特に関西学院では、監事が理事会および評議員会に出席することが明示されている（17条）。

③評議員会

(a) 同意事項と意見聴取事項

私立学校法には、あらかじめ評議員会の意見を聞かなければならない事項が示されている。それらは寄附行為によって評議員会の議決を必要とすることができる。

関西学院の評議員会では、評議員会での同意（議決）を必要とする「同意事項」と、あらかじめ評議員会の意見を聞く「意見聴取事項」が、寄附行為に定められている。

主な内容は次のとおりである（22条、23条）。

(i) 同意事項

- ・ 学校の設置、廃止
- ・ 予算および事業計画、決算および事業の実績、借入金、基本財産および積立金の処分
- ・ 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- ・ 寄附行為の変更
- ・ 合併
- ・ 解散
- ・ 解散した場合の残余財産の帰属者の選定

(ii) 意見聴取事項

- ・ 寄付金品の募集
- ・ 剰余金の処分
- ・ 寄附行為の施行細則

また、これら以外に、評議員会の勧告事項として、評議員総数の4分の3以上の議決によって、理事会に理事長の解任を勧告することができる（24条）。

(b) 評議員の選任

関西学院の評議員は次のとおり選任される（19条）。

- ・ 関西学院長
- ・ 関西学院大学長
- ・ 聖和短期大学長、関西学院高等部長、関西学院中学部長、関西学院初等部長、聖和幼稚園長から理事会が選任 1名
- ・ 福音主義の教役者から理事会が選任 4名
- ・ 在日宣教師から理事会が選任 4名
- ・ 年齢25歳以上の同窓会員のなかから理事会が選任 10名
- ・ 設置する学校の在学者の父母、保護者から理事会が選任 2名
- ・ 学識経験者のなかから理事会が選任 2名

- ・教職員から選挙し、理事会が選任 15名
- ・功労者、教育理解者から理事会が選任 5名

評議員の定員は、理事総数21名の2倍以上の45名である(19条)。

以上のとおり、関西学院の評議員会は、学校長、教職員、父母、同窓会員、学識経験者、教育理解者等とともに、キリスト教の関係者(教役者、在日宣教師)を含めて構成される。

(c) 評議員会の開催

評議員会は理事長が招集し出席する。また、評議員総数の3分の1以上の評議員から請求された場合は、理事長は20日以内に招集しなければならない(21条)。

関西学院の評議員会には、評議員以外に、常務理事、常任理事および宗教総主事が出席することが明示されている(21条)。

④理事会の議決および評議員会の同意

理事会の議決および評議員会の同意(議決)は、通常の事項については、出席理事または出席評議員の過半数を必要とする(13条、21条)。

ただし、以下の事項については、別に寄附行為に定められている。

- ・予算と事業計画：理事総数の3分の2以上の議決(34条)
- ・寄附行為の変更：理事総数の4分の3以上の議決、評議員総数の4分の3以上の同意(41条)
- ・合併：理事総数の4分の3以上の議決(40条)、寄附行為の変更が必要なため評議員総数の4分の3以上の同意(41条)
- ・解散：理事総数の4分の3以上の議決(38条)、残余財産の寄付について評議員総数の4分の3以上の同意(39条)

なお、合併と解散に関して、私立学校法には、理事の3分の2以上の同意が必要であることが定められている。

関西学院の理事会と評議員会の開催の順序については、予算および事業計画等の事項は評議員会の同意が先で理事会の議決が後、決算および事業の実績は理事会の議決が先で評議員会の同意が後としている。

3. 事業報告書

学校法人は公共性および公益性の高い法人であり、説明責任を果たして関係者の理解を得る必要がある。事業報告書は、財務書類の背景となる学校法人の事業の概要を専門家以外にも分かりやすく説明し、理解を得るために作成するものである⁷。

財務書類および事業報告書は、利害関係者から請求があった場合に閲覧に供することが義務付けられている¹。このような点から、事業報告書は、私立大学および学校法人の意思決定とその成果について、関係者に理解してもらうための資料ともなる。

3.1 事業報告書の記載内容

①文部科学省の記載例

事業報告書の記載内容について法令には具体的に定められていない。文部科学省は、表1の「記載例」を示して、法人、事業および財務の各概要に区分して作成するのが望ましいと説明し

ている。各学校法人では「記載例」を参考にして事業報告書を作成する⁷。

②文部科学省の調査

文部科学省は、学校法人の財務情報の公開状況に関する調査を実施している。この調査では表2に示すように、前述の「記載例」以外の詳細な事項についても、調査対象として含まれている⁸。

③中央教育審議会大学分科会の検討

中央教育審議会大学分科会では、大学の財務・経営情報の公開について、国・公・私立大学から同等程度の情報が自主的に一般に公開されることを促すべきとして、私立大学の関係団体による具体的な検討の取組に期待したいと述べている⁹。また、入学定員や入学者数のように、財務・経営情報と教育情報の両方に該当する情報もあるため、教育情報の公表に関する検討状況も念頭に置くと説明している⁹。

④私立大学関係団体のガイドライン

前述の私立大学の関係団体による取組として、日本私立大学団体連合会および日本私立大学協会が合同で、大学法人の主体的な情報公開（教育情報、財務・経営情報）のあり方について検討し、2010年に中間報告を公表している¹⁰。

この中間報告では、私立大学の役割の重要性と高度の公共性から、教育情報と財務・経営情報の透明性をはかって、広く社会一般に存在意義（社会的使命）を明らかにすることが重要であるとして、事業報告書には財務・経営に関する情報とともに教育情報の内容について記載することと説明している¹⁰。また、事業報告書のガイドラインを「参考事例」として示して、個々の学校法人の実情に応じて活用するよう述べている¹⁰。

3.2 財務情報の公開

事業報告書について、私立学校法には主に以下のとおり定められている（47条）。

- ・会計年度終了後2か月以内に、財産目録、貸借対照表および収支計算書と、事業報告書を作成しなければならない。
- ・財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監事の監査報告書を備え置き、在学者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、閲覧に供しなければならない。

私立学校法は、すべての学校法人に共通に義務付ける最低限の内容を定めたものである。このため、事業報告書を含めた財務情報の公開は、設置する学校の規模などそれぞれの実情に応じてインターネットを活用するなど、より積極的な対応が求められる⁷。

一方、私学助成では、財務情報の公表の実施状況が私立大学等経常費補助金の配分基準となっている。例えば、2011年度は、学校法人のホームページなどの広く周知を図る方法によって公表している場合に、補助金配分の増減率が+1%となる¹¹。

事業報告書について、2010年度は91.5%の私立大学（短期大学を除く）を設置する学校法人が、インターネットで公表している⁸。

3.3 教育情報の公表

教育情報を事業報告書に記載することについて、私立学校法には明示されていない。

一方、学校教育法では、教育研究の成果の普及と活用を促進するために、教育研究活動の状況を公表することが義務付けられている（113条）。また、2011年の学校教育法施行規則の一部改正により、公表すべき具体的な事項が定められている（172条の2）。これらの教育情報は、インターネットの利用など広く周知できる方法で公表する¹²。

なお、自己点検・評価の結果などについても、各大学が公表しなければならないことが定められている（学校教育法109条）。

4. おわりに

4.1 私立大学の意思決定

私立大学およびその設置者である学校法人は、法令順守（コンプライアンス）の面から、大学の重要事項については教授会で審議し、学校法人の理事会が業務を決定することが基本となる。大学の学部、大学院等の設置、学則の変更等のための文部科学大臣への申請または届出には、書類に理事長の署名または記名捺印が必要であり、意思決定を証する書類として理事会の議事録等を提出する。

学校法人の役員の構成は、大学の教授会等の意向が適切に反映することが文部科学省から求められる。また、評議員会および監事が、理事会の決定に関して私立学校法に定められたそれぞれの役割を果たすことも、私立大学および学校法人の公共性をより高めるために重要となる。各私立大学では、法令を順守しながら、それぞれの実情に応じて意思決定の仕組みと運営体制を構築する。

4.2 事業報告書

事業報告書は、公共性、公益性の高い教育研究機関である私立大学の説明責任を果たすためのものである。財務・経営情報の公開とも関連して、私立大学の意思決定とその成果について理解を得るための基本的な資料ともなる。このため、専門家以外にも理解できるような分かりやすさとともに、あくまでも正確な内容が求められる。また、他大学と比較するためにも、特に数値情報の記載については指針が必要となる。

事業報告書には、財務・経営情報とともに教育情報をどのように、また、どの程度記載するかが課題となる。ただし、事業報告書は財務書類とともに、会計年度の終了後2か月以内、すなわち翌年度の5月までに作成することが義務付けられているため、事業報告書に記載する情報は、実際に作成して公開する時点では前年度の内容となる。

4.3 意思決定に関連するその他の課題

学校教育法、私立学校法および関連法令には定められていないが、私立大学の意思決定に関連する重要な課題について簡単に整理する。

①ガバナンス

私立大学の意思決定に密接に関連する課題として、ガバナンスがある。経営基盤の強化、他大学との競争力の強化などにあたっては、いずれも迅速で的確な意思決定が必要となる。中央教育審議会大学分科会の大学規模・大学経営部会では、経営力の強化が求められており、ガバナンス

を強化するというのが趨勢であると述べている¹³。

中央教育審議会大学分科会では、学内ガバナンスの強化に関して、学長を中心とする運営体制、学内の教職員間の認識の共有、学校法人の理事会と教学組織の関係などをあげている。また、学長のリーダーシップと教学に関するガバナンスの確立にも触れている¹⁴。

②内部統制

私立大学および学校法人の内部統制については、法令には定められていない。一方、文部科学省による公的研究費の管理・監査の体制整備などについての自己評価チェックリストの提出にあたっては、不正発生要因（リスク）を把握・分析し、内部統制を向上させるために改善すべきことがないか検討することが求められている¹⁵。

4.4 付記

本稿は、法令に定められた私立大学の意思決定および財務・経営情報の公開に関する内容を整理することを目的としたものである。そのため、法令の条文について解釈を加えることはせずに、所轄庁である文部科学省の通知、報告などを主に参考にした。また、本稿で参照した条文は正確な引用ではなく、意思決定に関する内容を中心に要約したものであることをお断りする。

参考文献

- 1 文部科学事務次官，2004，私立学校法の一部を改正する法律等の施行について（通知），文部科学省
- 2 文部科学省高等教育局私学部私学行政課，2011，学校法人の寄附行為（変更）認可申請にあたっての留意点等，文部科学省
- 3 文部科学省高等教育局大学設置室，2011，大学の設置等に係る提出書類の作成の手引き（平成23年度改訂版），文部科学省
- 4 文部科学省高等教育局長，2010，私立大学等の学長決定及び公私立大学等の学則変更等の届出等について（通知），文部科学省
- 5 文部科学省高等教育局私学部私学行政課，2011，学校法人の寄附行為の認可及び寄附行為の認可申請書類の作成等に関する手引き（平成23年度改訂版），文部科学省
- 6 文部科学省研究振興局振興企画課長，2011，「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について（通知），文部科学省
- 7 文部科学省高等教育局私学部長，2004，私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について（通知），文部科学省
- 8 文部科学省，2011，平成22年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について，文部科学省
- 9 中央教育審議会大学分科会，2010，平成21年8月から平成22年1月までの中央教育審議会大学分科会の審議経過概要，文部科学省
- 10 日本私立大学団体連合会・日本私立短期大学協会，2010，大学法人の財務・経営情報の公開について（中間報告），日本私立大学団体連合会・日本私立短期大学協会
- 11 日本私立学校振興・共済事業団，2011，情報の公表の実施状況による増減率，私立大学等経常費補助金取扱要領・私立大学等経常費補助金配分基準，日本私立学校振興・共済事業団
- 12 文部科学大臣政務官，2010，学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知），文部科学省
- 13 中央教育審議会大学分科会大学規模・大学経営部会，2010，私立大学の健全な発展に向けた方策の充実

- について (論点整理), 文部科学省
- 14 中央教育審議会大学分科会, 2011, 中央教育審議会大学分科会のこれまでの主な論点について, 文部科学省
- 15 文部科学省研究振興局振興企画課長, 2011, 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン (実施基準) に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出方法等について, 文部科学省
- 俵正市, 2010, 解説私立学校法 (新訂版), 法友社
- 高橋英・小國隆輔, 2010, Q&A 学校法人の管理機関をめぐる問題と対策, 法友社

表1 「事業報告書」の記載例

「私立学校法の一部を改正する法律等の施行について (通知)」¹

事業報告書	
1 法人の概要	
(例示)	
	・ 設置する学校・学部・学科等
	・ 当該学校・学部・学科等の入学定員, 学生数の状況
	・ 役員・教職員の概要 等
2 事業の概要	
(例示)	
	・ 当該年度の事業の概要
	・ 当該年度の主な事業の目的・計画
	・ 当該計画の進捗状況 等
3 財務の概要	
(例示)	
	・ 経年比較 等

表2 「事業報告書」の記載内容

「平成22年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について」⁸

法人の概要

設置する学校・学部・学科等について
設置する学校・学部・学科等の入学定員について
設置する学校・学部・学科等の収容定員について
設置する学校・学部・学科等の入学者数について
設置する学校・学部・学科等の在籍者数について
理事・評議員・監事について
教職員について
建学の理念・教育目標について
法人の沿革について

事業の概要

当該年度の事業の概要、主な事業の目的・計画、計画の進捗状況について
入学志願者数、受験者数、合格者数等の入学試験に関する状況について
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについて
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについて
学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することについて
授業料、入学科料その他の大学が徴収する費用に関することについて
大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについて
卒業生数、修了者数、学位授与数等の状況について
卒業・修了後の状況（就職・進学など）について
今後の課題について

財務の概要

財務の概要を経年比較した内容について
当該年度の決算の概要について
主な財務比率について
主な施設設備の整備状況について